

平成31年

寒河江市農業委員会第3回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第3回総会

日 時 平成31年3月25日(月) 午前9時00分
会 場 寒河江市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局長補佐 佐藤 利美	総務主査 高子 英晴
総務係長 菊地 亮	農地主査(兼)農地係長 日下部 靖広
農地係主事 国井 茂伸	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第7号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第10号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第11号 寒河江市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の制定について

(6) 議第12号 寒河江市農業委員会規程の一部改正について

開会 午前 9時02分

木村議長 それでは、ただいまより第3回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は、総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、14番・新宮しのぶ委員、15番・鈴木久一委員をお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査をお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

（報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

木村議長 ないようですので、事務局からほかにありませんか。

（「ありません」の声あり）

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

木村議長

議第7号から議第12号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第7号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第10号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (5) 議第11号「寒河江市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の制定について」
- (6) 議第12号「寒河江市農業委員会規程の一部改正について」

以上、議第7号から議第12号までを一括上程いたします。

次に、議事参与の制限ですが、議第10号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番・土屋委員、8番・大泉委員、9番・佐藤委員、12番・渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。

菅井委員

はい、議長。17番、菅井です。

去る3月17日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条の新規就農案件

7件、農地法第4条の許可申請案件1件、合計8件を実施し、審査しました。

初めに、議第7号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位12番、賃借権設定1件、13番と14番、使用貸借権設定2件、合計3件、新規就農の案件です。場所は、順位12番は、大字寒河江字鷹の巣の畑、順位13番と14番は、大字平塩字沖の目の畑です。新規就農希望者の農地にかかわる申し合わせに基づき、取得農地の利用計画書、営農計画書等の書類を提出してもらっております。取得農地の利用計画書、営農計画書によると、新規就農を希望する借人は、中郷在住の32歳の男性です。農業を営もうとする理由ですが、営農計画書によりますと、前職は造園業で、もともと木を切ったり土をいじるのが好きで、そのため自分で仕事を始めたいと考えたときに、農業が自分に合っていると思ったとのことで、実際に体験してみて、自分で手がけた作物を食べたときに感動し、農業を始めたいという気持ちが強くなったとのことです。農業次世代人材育成事業により、アンスリーファームへ平成30年4月から農業研修を始めているとのことでした。営農指導者は研修先のアンスリーファームと地元の農地利用最適化推進委員とのことでした。申請書及び営農計画書のとおりであれば問題はないと判断しました。新規就農者であり、これからも見守っていく必要があると思いますので、地区審査でも十分な審査をお願いします。

続いて、順位の15番、16番、17番、賃借権設定3件、順位18番、使用貸借権設定1件、新規就農の案件です。場所は、順位15番は大字寒河江字砂川原の畑、順位16番と17番は、大字日田字小中向の畑、順位18番は大字柴橋字金谷の畑です。新規就農希望者の農地にかかわる申し合わせに基づき、取得農地の利用計画書、営農計画書等の書類を提出してもらっております。取得農地の利用計画書、営農計画

書によると、新規就農を希望する借人は、本楯在住の41歳の男性です。農業を営もうとする理由ですが、営農計画書によりますと、農業は全く経験がなかったが、アルバイト、野菜や果樹の経験から農業に魅力を感じて強い関心を持つようになり、4年ほど前から独学で試行錯誤の家庭菜園程度の畑作を始めたとのことで、経験を積むため農業法人にて2年半の研修を経てより一層の関心が深まり、これから挑戦したいとのことでした。平成28年5月から平成30年9月まで河北町の農事組合法人ファーム吉田にて、農の雇用事業による研修を含め2年半勤務したとのことでした。営農指導者は農業委員とのことでした。申請書及び営農計画書のとおりであれば問題はないと判断しました。こちらにも新規就農者であり、これからも見守っていく必要があると思いますので、地区審査でも十分な審査をお願いします。

議第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位1番、寒河江地区のアパート建築用敷地への転用案件です。申請地は、大字寒河江字塩水の用途地域内にある農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いします。事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

大変ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。

審査時間は30分にとどめまして、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時41分

木村議長

それでは、議事を再開します。

先ほど、「農用地利用集積計画書の審議について」、議事参与の件でありますけれども、13番の眞木委員も関係委員となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、議事を再開します。

初めに、議第7号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。よろしくお願いします。

「農地法第3条の規定による許可処分について」、13ページをお開きください。

順位15番から18番までは、先ほど代理のほうから報告があった案件でございますので、結果についてはまとめて申し上げたいと思います。

(議案書順位15番朗読)

これは、ちょうど本楯のバラ団地のすぐ南に位置する場所にあります。

(議案書順位16番、17番朗読)

この16番と17番は逆にバラ団地のすぐ北側に位置する

場所で、その3カ所とも■■■■さんのうちからはそう離れていないというような場所です。

(議案書順位18番朗読)

この場所は、ちょうど本楯からまっすぐ287に向かいますと、金谷の信号がございます。その間もなく左側ということで、これは親戚筋に当たるということで、使用貸借ということで、年貢はなしということでございます。

15、16、17番はネギを作付するというので、18番はキュウリとかキャベツ、野菜などを作付したいということでもあります。■■■■さんは、先ほど代理の報告にもあったように、ファーム吉田で研修し、ちょうどそのころから私とも西村山のいろんな研修会に出席していたので面識がございました。実に真面目な人だなというようなことを見ておったわけでもあります。そんな中で、今現在もネギを少々つくっているというようなことから、営農指導のほうは加藤農業委員が当たってくれるということでもあります。また、トラクターも、今所有していないわけですがけれども、近所の先輩の人が俺のトラクター使えということを使わせているという状況でございます。

これは3月19日に事前審査会で確認してまいりました。また、そこでも申請どおりであれば異議はないということで、また、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、土田委員お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。7番、土田です。

同じく農地法第3条、12ページをお願いいたします。

順位の10番と11番、借人が同じ人でありまして、しかもまた隣接する農地でありますので、一括して説明申し上げます。

(議案書順位10番、11番朗読)

この件につきまして、3月16日に、鈴木委員と、國井推進委員と現地を確認してきたところであります。2筆とも現在借人の■■■■さんが花木を栽培しているところに隣接する畑でありまして、両方ともしばらく手つかずの状態、耕作放棄地に近いような状態の畑ありますけれども、■■■■さんが引き続きこの現地を整地しまして、花木を栽培していくというふうな計画であります。大変意欲的に取り組んでおられまして、貸主のほうも活用してもらえるとということで大変ありがたいということでありました。問題ないと見てきたところでございます。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。

(議案書順位12番朗読)

事前審査の報告にもありましたが、■■■■さん、新規就農ということで、アンスリーファームで1年間研修をしております。それで、農業は畑やってみたいということで、予定

としてはサクランボとナスの栽培等を予定しております。この鷹の巣のほうは、昨年春に、そこでサクランボ農園を運営していた息子さんが亡くなって、残された■■■■さんのほうでは、処分するしかないということで、一部頼んで木を伐採しているような園地でした。パイプのほうはまだ残っておりまして、切らないで残っているサクランボは5、6本ありまして、その5、6本、そのサクランボを今年生かしながら、切り倒したところは新たに植え直して活用したいということです。

なかなかちょっと場所が柴橋ということで、平塩から柴橋に至る県道のところにあって、自宅から現地までちょっと離れてはおりますが、同じ柴橋地区ということなので、十分対応できるかと思えます。事前審査会でも特に問題ありませんでした。地区審査のほうでも異議なしということです。

続きまして、順位13番。

(議案書順位13番、14番朗読)

こちらは、ちょうど最上川沿いの平塩地区の基盤整備がなっているところの最上川寄りの端に当たるところなんですけれども、チェリークアのちょうど川向のところになります。こちらの特に14番の■■■■さんのところですが、しばらく耕作していないという状況ですが、基盤整備がなっている山間部の1枚の畑ですので、私と熊坂推進委員と協力して一応整備して就農させたいと考えております。事前審査でも特に異議ありませんでした。地区審査でも特にございませんでしたので、これらは貸人の方もぜひ頑張ってもらいたいというふうな励ましとともに借りることになりました。

以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。
続いて、白岩地区、菊地委員お願いします。菊地委員。

菊地(ひ)委員 はい、議長。3番、菊地ひとみです。
13ページをお開きください。

(議案書順位19番朗読)

現地は、白岩バイパスの寒河江川よりにあります。借人の農地の隣になっております。そのまま計画どおりに続けていけば問題ないと思っています。3月15日に会長、眞木委員、新宮委員と現地を確認してきましたが、計画どおりであれば問題ないと思われました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。
続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。
順位10番から19番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。
以上です。

木村議長 ありがとうございました。
これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第7号「農地法第3条の規定による許可処分について」、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第7号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について。

15ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

この場所は、寒河江高校の前の信号機を柴橋のほうに向かいます陸橋をちょうどおりたところの左側であります。沼川、そしてそこで沼川の上流にあるわけでありますけれども、南側が沼川歩道、北側が道路にという両面が道路についているような場所でございます。南側のほうにアパート2棟、北側のほうに16台駐車できる駐車場の敷地ということでござい

ます。

19日の日に事前審査会で現地を確認してまいりましたけれども、申請どおりであれば何ら問題がないということでありました。また地区審査でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位1番は、アパート建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項もなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第8号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。
柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員 はい、議長。10番、奥山です。
議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、17ページをお開きください。
現地は、主要地方道県道大江線を大江町の方角に向かいまして、柴橋に入って鴨田商店の信号をさらに50メートルほど大江町のほうに進むと、県道中山三郷寒河江線と交差します。その交差点を左に曲がって100メートルほど行きますと代官所さくら公園という柴橋代官所跡の公園があります。申請地はさくら公園と道をはさんだ並びのやや右にずれる左のところにあります。
3月17日に、石山委員、石倉推進委員とともに現地調査を行いました。ここはもともと田んぼだったようですが、譲渡人の[]さんが自分の自宅を建てるのに購入して、その際余った土地を畑として利用していたというところです。申請地の向こう三軒というか三方とも住宅に囲まれている典型的な空き地というふうな状況でした。既に盛り土もそういう意味でなっていて、周辺の田畑、樹園地に影響を及ぼすようなことはないなというふうに見てきたところです。土地改良区のほうでも可となっております。地区審査会のほうでも

異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位6番は住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第9号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第10号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番・土屋委員、8番・大泉委員、9番・佐藤委員、12番・渡辺委員、13番・眞木委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、大泉邦彦委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、眞木早百合委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井会長職務代理者、お願いします。菅井会長職務代理者。

菅井委員

はい、議長。17番、菅井です。

議第10号「農用地利用集積計画書の審議について」、20ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査では異議はございませんでした。また、農地中間管理事業案件については、いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続きまして、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。
土田委員。

土田委員

はい、議長。7番、土田です。

22ページをごらんいただきたいと思います。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査では異議はございませんでした。また、農地中間管理事業案件につきましては、いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続きまして、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。

20ページをお開きください。

(議案書朗読)

地区審査の結果として、いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査では異議ございませんでした。また、農地中間管理事業案件については、いずれも農業振興地域内にあり、

地区の担い手等に貸し出すために中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。また、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。2番、猪倉です。

24ページをごらんください。

(議案書朗読)

農地利用集積円滑化事業は、いずれも中核農家、認定農業者であります。また、農地中間管理事業案件については、いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手等に貸し出すためにも農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断いたしました。いずれも地区審査で異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、白岩地区、菊地ひとみ委員、お願いします。菊地委員。

菊地(ひ)委員

はい、議長。3番、菊地ひとみです。

43ページをお開きください。

(議案書朗読)

中間管理事業で集積される農地はいずれも農業振興地域内にあり、借受者は認定農業者、中核農家であります。また、貸出するにも適切だと判断されました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第10号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第10号は原案のとおり決定いたし

ました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、大泉邦彦委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、眞木早百合委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第10号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 次に、議第11号「寒河江市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局（総務係長） はい、議長。

議第11号「寒河江市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の制定について」、ご説明申し上げます。

50、51、52ページになります。

初めに、制定の要旨ですけれども、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の最も重要な必須業務として、「農地利用の最適化の推進」が位置づけられ、その業務の成果の実績に対して、農業委員・農地利用最適化推進委員の基本報酬に上乘せして能率給を支給するため、必要な事項について規則を制定するものです。

規則につきましては、51ページにありますが、全員協議会で説明を申し上げた内容から変わったところだけ説明いたします。

第4条、能率給の額のほうですけれども、中ほどあたりに細かく58万2,400円以内ということで追加されています。こちらについては条例の担当課と調整の結果、年額については条例ではなく規則に明示するということになりましたので、こ

ちらが変更になっております。なお、この額は、現制度における支給しうる1人当たりの最大の額となっております。

ほかは前回から変更はありません。

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

木村議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました質疑については、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第11号「寒河江市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第11号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第12号「寒河江市農業委員会規程の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐)

議第12号、寒河江市農業委員会規程についての一部改正についてご説明申し上げます。

53ページをごらんください。

平成31年4月1日に土地改良法が改正、施行されます。土地改良事業に参加する資格について、農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作または養畜の業務の目的に供され

るものについては、農業委員会の承認が必要でしたが、届出制に改正されることに伴いまして、農業委員会規程を一部改正するものです。

58ページをごらんください。

第17条（係の分掌事務）第2号農地係サ「土地改良法による事業参加資格の承認」を「土地改良法による事業参加資格の届出」に改正するものです。

なお、寒河江市農業委員会規程の改正は、土地改良法の規程にあわせて平成31年4月1日からの適用となっております。

よろしく申し上げます。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第12号「寒河江市農業委員会規程の一部改正について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第12号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時34分

平成31年3月25日

第3回総会 議長 木村 三紀

議事録署名委員14番委員 新宮 しのぶ

議事録署名委員15番委員 鈴木 久一